主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人湯本清の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の大正二年(れ)第一八五一号同年一一月一九日大審院判決及び大正二年(れ)第一二一一号同年一二月二三日大審院判決は、すでに当裁判所の判例により変更されたものであり(昭和二七年(あ)第六五九六号同三〇年一〇月一四日第二小法廷判決・刑集九巻一一号二一七三頁、昭和三一年(あ)第四六九号同三三年五月六日第三小法廷判決・刑集一二巻七号一三三六頁参照)、また、所論引用の昭和二六年(れ)第七七号同年六月一日第二小法廷判決は、事案を異にして本件に適切でなく、その余は事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五二年一月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	_